

特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドラインの一部改正について

内閣府大臣官房公文書管理課

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）等の一部の施行に伴い、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）が改正されることにより、公文書等の管理に関する法律施行令（平成 22 年政令第 250 号）第 20 条第 1 項第 1 号を改正すること及び (2) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行に伴い、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）についても形式的改正を行う。

<主な内容>

- (1) 第 C 章第 1 節 C-4 中、本人であることを示す書類のうち、住民基本台帳カードを個人番号カードに改める。
- (2) 第 C 章第 1 節 C-7 «留意事項»、C-12 本文及び«留意事項»、第 F 章 F-1 «留意事項»並びに別添 4、7、9 及び 10 について、「異議申立て」を「審査請求」に改める等所要の改正を行う。

<手続>

- ・ (1) は番号利用法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（平成 28 年 1 月 1 日）、(2) は行政不服審査法の施行の日（平成 28 年 4 月 1 日）と同日の施行を予定。
- ・ (1) に係る国立公文書館等における利用等規則については、平成 28 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの間は、公文書等の管理に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第 2 項に定める経過措置及び国立公文書館等に発出する事務連絡により運用。

特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン(平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定) 新旧対照表

改正案(新)	現行条文等(旧)
<p>C-4 本人情報の取扱い</p> <p>(1) 館は、C-2(1)①イに掲げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、利用に供するものとする。</p> <p>① 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード</u>、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号) 第 19 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号) 第 7 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号) 第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>C-4 本人情報の取扱い</p> <p>(1) 館は、C-2(1)①イに掲げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、利用に供するものとする。</p> <p>① 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号) 第 30 条の 44 第 1 項に規定する住民基本台帳カード</u>、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号) 第 19 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号) 第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p>

<p>C-7 利用決定の通知 (略) 《留意事項》 ＜利用決定の通知＞ (略)</p> <p>○ 利用請求者は、利用決定の内容に不服がある場合は、行政不服審査法第2条の規定により、利用請求者が利用決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求を行うことができる。</p> <p>○ 理由の提示は、<u>審査請求</u>又は訴訟の提起により救済を求めるときや、利用請求する内容を変更して再度利用請求を行うなどの対応をとる場合にその便宜を図るものであり、該当する理由はすべて提示する必要がある。 (略)</p>	<p>C-7 利用決定の通知 (略) 《留意事項》 ＜利用決定の通知＞ (略)</p> <p>○ 利用請求者は、利用決定の内容に不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定により、利用請求者が利用決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てを行うことができる。</p> <p>○ 理由の提示は、<u>異議申立て</u>又は訴訟の提起により救済を求めるときや、利用請求する内容を変更して再度利用請求を行うなどの対応をとる場合にその便宜を図るものであり、該当する理由はすべて提示する必要がある。 (略)</p>
<p>C-12 <u>審査請求</u></p> <p>(1) 館は、法第21条に基づく<u>審査請求</u>があった時は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。 ① <u>審査請求</u>が不適法であり、却下する<u>場合</u>。 ② <u>裁決</u>で、<u>審査請求の全部を認容し</u>、当該<u>審査請求</u>に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする<u>場合</u>（当該<u>特定歴史公文書等の利用</u>について<u>反対意見書</u>が提出されている<u>場合を除く</u>）</p>	<p>C-12 <u>異議申立て</u></p> <p>(1) 館は、法第21条に基づく<u>異議申立て</u>があった時は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。 ① <u>異議申立て</u>が不適法であり、却下するとき。 ② <u>決定</u>で、<u>異議申立て</u>に係る利用請求に対する<u>処分を取り消し又は変更し</u>、当該<u>異議申立て</u>に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。</p>

<p>ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>(2) 館は、(1)の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。</p> <p>① 異議申立人及び参加人</p> <p>② 利用請求者（利用請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>③ 当該異議申立てに係る利用請求者に対する処分について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) C-5(4)の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。</p> <p>① 利用させる旨の決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定</p> <p>② 異議申立てに係る利用請求者に対する処分を変更し、当該利用請求者に対する処分に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>(4) 館は、公文書管理委員会から(1)の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、速やかに決定を行うものとする。</p>	<p>(2) 館は、(1)の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。</p> <p>① 審査請求人及び参加人</p> <p>② 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>③ 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) C-5(4)の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>① 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>② 審査請求に係る利用請求者に対する処分（利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>(4) 館は、公文書管理委員会から(1)の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、遅滞なく裁決を行うものとする。</p>
<p>ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>(2) 館は、(1)の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。</p> <p>① 異議申立人及び参加人</p> <p>② 利用請求者（利用請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>③ 当該異議申立てに係る利用請求者に対する処分について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) C-5(4)の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。</p> <p>① 利用させる旨の決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定</p> <p>② 異議申立てに係る利用請求者に対する処分を変更し、当該利用請求者に対する処分に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>(4) 館は、公文書管理委員会から(1)の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、速やかに決定を行うものとする。</p>	<p>(2) 館は、(1)の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。</p> <p>① 審査請求人及び参加人</p> <p>② 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>③ 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) C-5(4)の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>① 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>② 審査請求に係る利用請求者に対する処分（利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>(4) 館は、公文書管理委員会から(1)の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、遅滞なく裁決を行うものとする。</p>

<p>《留意事項》 <審査請求></p> <p>○ 利用決定の内容に不服がある場合、利用請求者は国立公文書館等の長に対して、行政不服審査法に基づき<u>審査請求</u>を行うことができる。各館においては、<u>審理の迅速化を図る観点から、審査請求</u>がなされた場合の処理フローを確立しておくことが必要である。</p> <p>○ <u>審査請求</u>を受けたときは、<u>審査請求書</u>の記載事項について確認を行い、補正を要する場合には、<u>相当の期間を定めて補正を求め</u>る。補正命令にしたがって指定期間内に補正された場合、当初から適法な<u>審査請求</u>があったものとして取り扱う。補正ができるにもかかわらず、補正を命じないで<u>審査請求</u>を却下した場合、当該<u>裁決</u>は違法なものとなる（行政不服審査法第23条）。</p> <p>○ 利用決定に反対する第三者から<u>審査請求</u>があった場合、一般的には、当該第三者の申立てにより又は国立公文書館等の長の職権で、利用の実施を停止（執行停止）することを検討する必要がある（行政不服審査法第25条）。なお、執行停止の決定を行った場合は、当該第三者及び当該利用決定に係る利用請求者に対し、その旨を通知すべしである。</p> <p><公文書管理委員会への諮問></p> <p>○ <u>審査請求</u>がなされた場合、館は、後述する場合のほか、公文書管理</p>	<p>《留意事項》 <異議申立て></p> <p>○ 利用決定の内容に不服がある場合、利用請求者は国立公文書館等の長に対して、行政不服審査法に基づき<u>異議申立て</u>を行うことができる。異議申立ての処理については、<u>第三者性を確保するため、例えば、利用請求の窓口とは別の担当において処理するなど、利用決定に関する判断をした者と別の者が関与するようにしなければならない。</u></p> <p>各館においては、<u>異議申立てがなされた場合の処理フローを確立しておくことが必要</u>である。</p> <p>○ <u>異議申立て</u>を受けたときは、<u>異議申立書</u>の記載事項について確認を行い、補正を要する場合には、<u>相当の期間を定めて補正を求め</u>る。補正命令にしたがって指定期間内に補正された場合、当初から適法な<u>異議申立て</u>があったものとして取り扱う。補正ができるにもかかわらず、補正を命じないで<u>異議申立て</u>を却下した場合、当該決定は違法なものとなる（行政不服審査法第21条）。</p> <p>○ 利用決定に反対する第三者から<u>異議申立て</u>があった場合、一般的には、当該第三者の申立てにより又は国立公文書館等の長の職権で、利用の実施を停止（執行停止）することを検討する必要がある（行政不服審査法第34条）。なお、執行停止の決定を行った場合は、当該第三者及び当該利用決定に係る利用請求者に対し、その旨を通知すべしである。</p> <p><公文書管理委員会への諮問></p> <p>○ <u>異議申立て</u>がなされた場合、館は、後述する場合のほか、公文書管</p>
---	--

<p>委員会（以下「委員会」という。）へ諮問することが必要となる。</p> <p>○ 委員会への諮問は、諮問書（様式例：別添9）を提出して行うが、諮問に際しては、委員会における調査審議の効率化に資するため、原則として、利用請求書、利用決定通知書及び<u>審査請求書</u>の写しのほか、処分庁としての考え方とその理由を記載した理由説明書を添付する必要がある。</p> <p>理由説明書の記載方法等の確認や日程調整のため、<u>審査請求</u>がなされた場合は速やかに、委員会の事務局である内閣府大臣官房公文書管理課に連絡をとることが必要である。</p> <p>○ 委員会に諮問したときは、法第22条で準用する独立行政法人等情報公開法<u>第19条第2項</u>各号に掲げる者（<u>審査請求人</u>、参加人等）に対し、諮問通知書（様式例：別添10）を送付する。</p> <p>○ 委員会の調査権限に基づき、利用決定に係る特定歴史公文書等の提示、指定された方法により分類し又は整理した資料の作成・提出、意見書又は資料の提出の求めがあった場合には、事案に応じた確かな検討を行い、指定された期限までに適切な対応を行う必要がある。</p> <p>なお、利用決定に係る特定歴史公文書等に記録されている情報の取扱いについて特別の配慮を必要とする場合や、提出した資料等に利用制限事由が含まれている場合には、あらかじめその旨を申し出るなど、慎重な取扱いを要請することが適当である。</p> <p><諮問義務の例外></p> <p>○ 以下の場合には公文書管理委員会へ諮問する必要はない。</p>	<p>理委員会（以下「委員会」という。）へ諮問することが必要となる。</p> <p>○ 委員会への諮問は、諮問書（様式例：別添9）を提出して行うが、諮問に際しては、委員会における調査審議の効率化に資するため、原則として、利用請求書、利用決定通知書及び<u>異議申立書</u>の写しのほか、処分庁としての考え方とその理由を記載した理由説明書を添付する必要がある。</p> <p>理由説明書の記載方法等の確認や日程調整のため、<u>異議申立</u>がなされた場合は速やかに、委員会の事務局である内閣府大臣官房公文書管理課に連絡をとることが必要である。</p> <p>○ 委員会に諮問したときは、法第22条で準用する独立行政法人等情報公開法<u>第19条</u>各号に掲げる者（<u>異議申立人</u>、参加人等）に対し、諮問通知書（様式例：別添10）を送付する。</p> <p>○ 委員会の調査権限に基づき、利用決定に係る特定歴史公文書等の提示、指定された方法により分類し又は整理した資料の作成・提出、意見書又は資料の提出の求めがあった場合には、事案に応じた確かな検討を行い、指定された期限までに適切な対応を行う必要がある。</p> <p>なお、利用決定に係る特定歴史公文書等に記録されている情報の取扱いについて特別の配慮を必要とする場合や、提出した資料等に利用制限事由が含まれている場合には、あらかじめその旨を申し出るなど、慎重な取扱いを要請することが適当である。</p> <p><諮問義務の例外></p> <p>○ 以下の場合には公文書管理委員会へ諮問する必要はない。</p>
--	--

<p>① <u>審査請求</u>が不適法であり、却下する場合</p> <p>行政不服審査法第45条第1項に基づき却下する場合を意味する。第三者の意見を聞くまでもなく、客観的に判断できるので諮問を要しないと考えられる場合である。例えば以下のようなケースが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>審査請求</u>が<u>審査請求期間</u>（原則として「処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内」。行政不服審査法第18条参照）の経過後になされたものであるとき ・<u>審査請求</u>をすべき行政庁又は独立行政法人等を誤ったものであるとき ・<u>審査請求</u>適格のない者からの<u>審査請求</u>であるとき ・存在しない利用決定についての<u>審査請求</u>であるとき <p>② <u>裁決</u>で、<u>審査請求の全部を認容し</u>、当該<u>審査請求</u>に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該<u>特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く</u>）</p> <p><u>審査請求人</u>の主張を全面的に認めるケースであり、諮問する必要が乏しいためである。ただし、第三者意見照会（C-5）において反対意見書が提出された場合は、反対利害関係人が存在することが明らかであり、紛争の一回的解決を図る趣旨から（利用を認めてしまえば、反対利害関係人は訴訟を提起する可能性がある）、諮問が必要となる。</p>	<p>① <u>異議申立て</u>が不適法であり、却下するとき</p> <p>行政不服審査法第47条第1項に基づき却下する場合を意味する。第三者の意見を聞くまでもなく、客観的に判断できるので諮問を要しないと考えられる場合である。例えば以下のようなケースが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>異議申立て</u>が<u>異議申立期間</u>（原則として「処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内」。行政不服審査法第45条参照）の経過後になされたものであるとき ・<u>異議申立て</u>をすべき行政庁又は独立行政法人等を誤ったものであるとき ・<u>異議申立</u>適格のない者からの<u>異議申立</u>であるとき ・存在しない利用決定についての<u>異議申立</u>であるとき <p>② <u>決定</u>で、<u>異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し</u>、当該<u>異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき</u>（ただし、当該<u>異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く</u>）</p> <p><u>異議申立人</u>の主張を全面的に認めるケースであり、諮問する必要が乏しいためである。ただし、第三者意見照会（C-5）において反対意見書が提出された場合は、反対利害関係人が存在することが明らかであり、紛争の一回的解決を図る趣旨から（利用を認めてしまえば、反対利害関係人は訴訟を提起する可能性がある）、諮問が必要となる。</p>
---	---

<p>< <u>審査請求</u> 事案の事務処理の迅速化 ></p> <p>○ <u>審査請求</u> を受けた事案については、簡易迅速な手続により、権利利益の救済を図ることが重要であることから、<u>審査請求</u> 事案の迅速な事務処理について、下記のとおり、十分留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問及び答申後の <u>裁決</u> の迅速化 <p><u>審査請求</u> があった場合、的確な事務処理の進行管理を徹底することにより、可能な限り速やかに委員会へ諮問する。諮問するに当たって改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については、<u>審査請求</u> があった日から諮問するまでに遅くとも30日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも90日を超えないようにすることとする。</p> <p>また、委員会から答申を受けた場合も、<u>遅滞なく裁決</u> する。原処分を妥当とする答申等にあつては、答申を受けてから <u>裁決</u> するまでに遅くとも30日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも60日を超えないようにすることとする。</p> <p>なお、委員会の答申と異なる <u>内容の裁決</u> をする場合には、<u>裁決書</u> に十分な理由を <u>付さなければならぬ</u> (<u>行政不服審査法第50条</u>)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「特段の事情」により諮問及び答申後の決定までに長期間を要した事案の公表 <p>特段の事情により、<u>審査請求</u> があった日から諮問するまでに90日を超えた事案については、諮問までに要した期間、その理由（特段の事情）等について、年1回、国民に分かりやすく公表する</p>	<p>< 異議申立て事案の事務処理の迅速化 ></p> <p>○ 異議申立てを受けた事案については、簡易迅速な手続により、権利利益の救済を図ることが重要であることから、<u>異議申立て事案</u> の迅速な事務処理について、下記のとおり、十分留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問及び答申後の <u>決定</u> の迅速化 <p><u>異議申立て</u> があった場合、的確な事務処理の進行管理を徹底することにより、可能な限り速やかに委員会へ諮問する。諮問するに当たって改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については、<u>異議申立て</u> があった日から諮問するまでに遅くとも30日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも90日を超えないようにすることとする。</p> <p>また、委員会から答申を受けた場合も、<u>可能な限り速やかに決定</u> する。原処分を妥当とする答申等にあつては、答申を受けてから <u>決定</u> するまでに遅くとも30日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも60日を超えないようにすることとする。</p> <p>なお、委員会の答申と異なる <u>決定</u> をする場合には、十分な理由を <u>付す必要がある</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「特段の事情」により諮問及び答申後の決定までに長期間を要した事案の公表 <p>特段の事情により、<u>不服申立て</u> があった日から諮問するまでに90日を超えた事案については、諮問までに要した期間、その理由（特段の事情）等について、年1回、国民に分かりやすく公表する</p>
---	--

<p>こととする。</p> <p>また、委員会から答申を受けてから裁決するまでに60日を超えた事案についても、裁決までに要した期間、その理由（特段の事情）等について、年1回、国民に分かりやすく公表することとする。</p> <p>＜事務処理の進行状況等＞</p> <p>○ 事務処理の透明性を確保するため、審査請求人の求めに応じて、事案処理の進行状況、見通し等について回答するものとする。</p>	<p>こととする。</p> <p>また、委員会から答申を受けてから決定するまでに60日を超えた事案についても、決定までに要した期間、その理由（特段の事情）等について、年1回、国民に分かりやすく公表することとする。</p> <p>＜事務処理の進行状況等＞</p> <p>○ 事務処理の透明性を確保するため、異議申立人の求めに応じて、事案処理の進行状況、見通し等について回答するものとする。</p>
<p>第F章 雑則</p> <p>F-1 保存及び利用の状況の報告（略）</p> <p>《留意事項》</p> <p>＜保存及び利用の状況の報告＞（略）</p> <p>○ 報告すべき事項として、具体的に、以下のものが考えられる。（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求件数、処理件数 ・ 審査請求から公文書管理委員会への諮問の期間（即日、30日以内、90日以内、それ以上。90日を超えた場合にはその理由も併せて報告） ・ 審査請求の結果及び館における反映状況 	<p>第F章 雑則</p> <p>F-1 保存及び利用の状況の報告（略）</p> <p>《留意事項》</p> <p>＜保存及び利用の状況の報告＞（略）</p> <p>○ 報告すべき事項として、具体的に、以下のものが考えられる。（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立件数、処理件数 ・ 異議申立てから公文書管理委員会への諮問の期間（即日、30日以内、90日以内、それ以上。90日を超えた場合にはその理由も併せて報告） ・ 異議申立の結果及び館における反映状況

<p>・答申を受けてから決定までの期間（30日以内、60日以内、それ以上。60日を超えた場合はその理由も併せて報告）</p>	<p>・答申を受けてから決定までの期間（30日以内、60日以内、それ以上。60日を超えた場合はその理由も併せて報告）</p>
--	--

※様式：別添4、7、9、10